

# マイナンバー

町民課町民窓口係 ▶ 内線542 FAX32-4162



◀ 町HPから  
マイナンバ  
ーを調べる

## マイナンバーについて

マイナンバー（個人番号）は、国民一人一人に割り振られる12桁の番号で、「社会保障・税・災害対策」分野における申請や届け出をする際に使用されています。

### マイナンバーカードについて

「マイナンバーカード」とは、マイナンバー、氏名、住所、生年月日などが記載された顔写真付きのカードで、本人確認のための身分証明書として利用することができます。

また、住民票などのコンビニ交付やe-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子申請ができるほか、健康保険証としても利用できます。

### マイナンバーカードの申請について

マイナンバーカードを申請するには、お持ちの「個人番号通知書」または「個人番号カード交付申請書」を使用し、顔写真を添付して郵送による申請、スマホなどで申請書の二次元コードを読み込んでオンラインでの申請、証明写真機から申請する方法があります。なお、申請書類をお持ちでない人は町民窓口係または木野支所の窓口で交付しているほか、窓口で写真を撮影して申請することもできます。

### マイナンバーカードの交付について

申請した後、お渡しする準備が整い次第、町から交付通知書を郵送します。交付は事前予約制です。届きましたら、同封の案内文書を確認し、インターネットか電話で都合のよい日時を町民窓口係へ連絡してください。

# 税・保険・年金



◀ 町HPから  
税(左)・保  
険・年金(右)  
を調べる

ます（28万円と17万円の部分は市町村によって異なります）。

## 税金

税務課住民税係 ▶ 内線572 FAX 66-5086

### 【町道民税】

#### 音更町に町道民税（個人）を納める人

その年の1月1日に音更町に住所があり、前年（1月～12月）中に所得があった人。道民税も併せて納めていただき、その分は町から北海道に納めます。

#### 町道民税の内訳

町道民税は、音更町の税である町民税と、北海道の税である道民税からなっており、一定額以上の所得のある人に均等に負担していただく「均等割」と、個人の所得に応じて負担していただく「所得割」に分けられます。

#### 町道民税の非課税の範囲

##### ▶ 均等割も所得割も課税されない人

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ②障がい者、未成年者、寡婦（夫）で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収で204万4千円未満）であった人

##### ▶ 均等割が課税されない人

前年の合計所得金額が、28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族の数）+10万+17万円を求めた金額以下の人

※17万円は、控除対象配偶者または扶養親族がいるときに加算し

扶養家族	0人	1人	2人
所得	38万円	83万円	111万円
給与収入の場合	93万円	138万円	168万円
65歳以上の公的年金収入の場合	148万円	193万円	221万円

##### ▶ 所得割が課税されない人

前年の総所得金額などが、35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族の数）+10万+32万円を求めた金額以下の人

※32万円は、控除対象配偶者または扶養親族がいるときに加算します。

扶養家族 （配偶者含む）	0人	1人	2人
所得	45万円	112万円	147万円
給与収入の場合	100万円	170万円	221万円
65歳以上の公的年金収入の場合	155万円	222万円	257万円

届出・証明

マイナンバー

税・保険・年金

健康・福祉・介護

子育て・教育

くらしと環境

公共施設

交通機関

相談

テレホンガイド

## 【固定資産税】

税務課資産税係 ▶ 内線575 FAX 66-5086

固定資産（土地、家屋および償却資産）を所有している人が、固定資産の所在する市町村に納める税金です。

### 納める人（納税義務者）

毎年1月1日に、固定資産を所有している人です。

### 税額の算定方法

#### ▶ 税額の算定

課税標準額×税率（1.4%）＝税額

#### ▶ 課税標準額

地方税法に規定された固定資産評価基準により算出された評価額に特例措置（各種補正など）を適用して算出された額です。

#### ▶ 免税点

町内で同一人が所有する固定資産それぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

#### ▶ 評価替え

土地と家屋については、原則3年ごとに評価額を見直します。

### 次の場合は届け出が必要です

#### ▶ 所有者の住所が変更になった場合

納税通知書は住民票を登録している住所に送ります。転居した人は速やかに届け出てください。

#### ▶ 所有者が亡くなった場合

土地・家屋が登記されている場合は、法務局で相続登記をしてください（令和6年4月1日から義務化）。12月末までに相続登記ができなかった場合や、1月1日以降に所有者が亡くなった場合は、相続人は町に相続人代表者指定届出書を提出してください。

#### ▶ 未登記家屋の所有者が変更になった場合

登記されていない家屋（未登記家屋）の所有者が変更になった場合は、町に未登記家屋名義人変更届出書を提出してください。

#### ▶ 家屋を取り壊した場合

家屋を取り壊した場合は、町にご連絡ください。登記されている家屋の場合は、法務局で滅失登記も必要です。

#### ▶ 家屋を建てた場合

床面積が20㎡以上の家屋を建てた場合は、町にご連絡ください。

### 【町税などの納付・相談】

収納課収納係 ▶ 内線582 FAX 66-5086

町税などは、定められた期間内に自主的に納めることが原則です。必ず納期限までに納めてください。

#### ▶ 口座振替について

口座振替は、ご指定の預貯金口座から自動的に町税などを振り替えて納付できる方法です。

希望する場合は、「口座振替依頼書」を役場収納課に提出してください。

#### ▶ 納付相談

やむを得ない理由で町税などを納期限までに納付することが困難な場合は、すぐに収納課収納係までご相談ください。

納期限を過ぎてそのままにしておくと、延滞金が加算されてしまうばかりでなく、差し押さえなどの滞納処分を受けてしまうこともあります。

## 国民健康保険

町民課国保医療係 ▶ 内線546 FAX 42-2117

### 【国民健康保険について】

#### 国民健康保険の加入

音更町に住んでいる人で、職場の健康保険や後期高齢者医療保険などに加入していない人は、国民健康保険（以下「国保」）に加入しなければなりません。

以下の事情が発生したときには、加入手続きが必要です。

- ①音更町に転入したとき
- ②子どもが生まれたとき
- ③他の健康保険をやめたとき
- ④扶養から外れたとき
- ⑤生活保護が切れたとき

他の保険をやめたときや扶養から外れたときには健康保険資格喪失証明書も必要です。

届け出が遅れると、資格を取得した日にさかのぼって国民健康保険税（国保税）を支払うことになるほか、医療の給付を受けられない場合があります。手続きの際は町民課国保医療係または木野支所にお越しください。

#### 国民健康保険の資格喪失

次の事情が発生したときは、資格喪失の手続きが必要です。

- ①音更町から転出するとき
- ②他の健康保険に入ったとき
- ③被扶養者になったとき
- ④生活保護をうけたとき
- ⑤死亡したとき

## 国民健康保険の変更届

以下の事情が発生したときは、変更手続きが必要です。

- ①住所が変わったとき
- ②名前が変わったとき
- ③世帯が変わったとき
- ④世帯主が変わったとき

## 【国民健康保険税】

国民健康保険税（国保税）は、北海道の国民健康保険加入者の1年間に予測される医療費から、国からの補助金や病院で支払う一部負担金を差し引いた残りを加入者全員で負担し合うものです。

## 世帯主あてに納税通知書が送られます

国民健康保険税（国保税）の賦課は世帯単位で世帯主が納税義務者となり、納税通知書は世帯主あてに送られます。

世帯主自身が国保加入者でなくても世帯の中に国保加入者がいる場合には世帯主が納税義務者となります（擬制世帯主制度）。

## 転入した人の国民健康保険税

その年の1月2日以降に音更町に転入して国保に加入した人は、所得が判明するまでは「所得割」を除いた税額で通知していますが、所得が判明した時点で税額を再計算し、税額に変更がある場合には、後日、変更後の納税通知書（更正通知書）を送付します。

## 国民健康保険税の支払について

支払い方法は納付書や口座振替で納める「普通徴収」と年金から天引きされる「特別徴収」の2つの方法に大きく分かれています。

## 後期高齢者医療制度

### 【後期高齢者医療制度】

#### 対象になる人（被保険者）

- ①町内に住所がある75歳以上の人
- ②町内に住所がある65歳以上の人で一定の障がいのある人（※）

※一定の障がいのある人とは、国民年金などの障害年金1級か2級を受給している人、身体障害者手帳の1級から3級と4級の

一部の人、精神障害者保健福祉手帳が1級か2級の人、療育手帳のA（重度）の人です。

## 受給資格のできる時期

75歳の誕生日（手続き不要）、一定の障がいのある人は申請し認定を受けた日からとなります。

新たに75歳になる人には、資格確認書等を誕生月の前月下旬に町民課国保医療係からお届けします。

## 窓口で支払う自己負担額

病院などの窓口で支払う自己負担額は次のとおりです。

### ▶一般

医療費の1割負担または2割負担（※1）

### ▶現役並み所得者（※2）

医療費の3割負担

※1 2割負担は、同一世帯に課税所得が28万円以上の被保険者の人がいる場合などの条件に該当する人です。

※2 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人です。



## 国民年金

### 【国民年金の加入について】

町民課町民窓口係 ▶ 内線542 FAX 32-4162

### 国民年金の加入と保険料の納付について

日本国内に住民登録している20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入して保険料を納付する義務があります。

なお、国民年金に加入せず保険料を未納のままにすると、年金の受給資格が得られなくなります。

### 国民年金に任意加入できる人

次のいずれかの人は任意で第1号被保険者となることができます（厚生年金保険、共済組合等加入者を除く）。

- ①海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ②60歳以上65歳未満で年金の受給額を満額に近づけたい人
- ③60歳以上70歳未満で年金の受給資格期間が不足している人

### 国民年金保険料の免除・猶予制度について

経済的な理由で保険料を納付できない場合、申請して承認されると納付が免除もしくは猶予されます。

ただし、一部免除が承認された場合は保険料の一部を納付することが条件となります。保険料を10年以内に追納しなければ、将来の年金受給額が減ることになります。

また、3年目以降は保険料に加算が付きま

届出・証明

マイナンバー

税・保険・年金

健康・福祉・介護

子育て・教育

くらしと環境

公共施設

交通機関

相談

テレホンガイド